

昭和三十三年二月七日 参議院会議録第十二号 会議 恩給法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。

昭和三十三年度一般会計予算

昭和三十三年度政府関係機関予算
同日衆議院から、左の議案は提出者か

ら掲回の申出があり 委員会においてこ
れを許可した旨の通知書を受領した。

病院細菌検査技術法案（第二十六回）

院議院審査) 同日衆議院から、本院の送付した左の

内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受

日本国とバキスタンとの間の文化協

定の標準について質問を求めるの
件

日本とエチオピアとの間の方々
条約の締結について承認を求めるの

同日衆議院議長から、国会において承

講談社のことを説明した方の件を内閣は
送付した旨の通知書を受領した。

ロスロードの間の文化的
定の締結について承認を求めるの件

本件は、二十二年六月の間の方々
条約の締結について承認を求めるの

去る四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

文教委員 川口爲之助君
同 秋山 長造君

社会労働委員 松澤 靖介君
通信委員 前田佳都男君

予算委員 岸良一君

左の通り指名した
文教委員 前田佳都男君

粗税特別措置法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎君外十三名提出)、同日委員長から左の報告書を提出した。
統計法等の一部を改正する法律案可決報告書
狩猟法の一部を改正する法律案可決報告書
農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律案可決報告書
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
銃砲刀剣類等所持取締法案
遺失物法等の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
銃砲刀剣類等所持取締法
遺失物法等の一部を改正する法律
同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第二十八回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨を説明を求めます。今松總理府総務長官。

○政府委員(今松治郎君) 恩給法等の一部を改めて去年十二月三十日

その趣旨を御説明申し上げます。
戦後における退職公務員、すなわち軍人、文官及びその遺族に対する恩給上の待遇につきましては、いわゆる軍人恩給の廃止ないしは復活、あるいは給与ベースの改訂に伴う恩給年額の増額等、戦前には見られなかつた消長と変遷を経てきましたのであります。いろいろと検討をするものが残されてゐる状態にあつたのであります。

会を設置し、御検討をお願いいたしましたが、調査会においては、慎重審議した結果を、昨年十一月十五日、政府に報告されたのであります。

○大谷賀雄君 私は自由民主党を代表いたしまして、たゞいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、岸総理初め、閣僚閣僚に対しまして、若干の質疑を行わんと

し得なかつたことにつきまして、私ども国民はまびしく、悲しい思いを胸に持ち続けて参つたものであります。今回、とにもかくにも三百億円の増額案が定まりまして、ここに恩給是正の

に、國家の再建に、しし當々として努めておるものであることを、はつきりと申し上げるものであります。政府は、今般の恩給は正による増額が、悲しむべき大戦の戦後処理であり、國に殉

はいなめぬと思うのでござります。さ
らに、間差の問題について見まして
も、医学的見地からせずして、ただ予
算圧縮の手段として、その引下げが行
われておるというような点があるので

政府は、今回、この報告をもととし、
つつ、戦後処理の重要な課題でもあり、
かつまた恩給法それ自身における懸案事
でもあつた戦没軍人遺族並びに戦傷病
者の処遇の改善と老令退職公務員の処
遇の向上に重点をおいて、問題の総合的
的解決をはかるうとするものであります。
す。

するものであります。
昨年来、懸案となつておりましたいわゆる不均衡は正のための現行恩給法の改正の問題は、三十三年度予算編成に当りまして、幾多の議論がかわされ、糾余曲折を経て参りましたが、岸総理の果敢なる裁断によりまして三百五十九件は決定、これ、今後実施さ

ことが成らんといたしまることは、
もつてお互い同胞といたしまして、そ
の義務の一半を果し得るものとして、
やや心の安らぎを覚える次第でござ
ります。

しかるに、日本社会党の諸君は、去
る三日、三十三年度予算案が衆議院を
通当するに際しまして、吉田と若

じ、傷つける人々への国家補償であることを、この際、確信をもって天下に示すべきものであると思うが、総理の所信を鮮明せられたいと思うのでござります。

あります。この点、政府の所信を伺つておきたいと思うのでござります。さらに、臨時恩給調査会の報告にも述べられておる問題といたしまして、傷病恩給が外形症状に重点を置いて、内部疾患軽視の傾きがあること、一致せる意見として答申をしておりますが、これに対する凡貫、とりすればよ

その第一点は、國家財政その他他諸般の状況を考慮して、これがために急激なる財政負担をきたさぬよう、四ヵ年間にまたがる漸進的な計画のもとに所期の目的を達成しようとする点であります。

第二点は、その実施の緩急順序において、戦没軍人遺族、重傷病者、高年令者を先にした点であります。

僕の増額が決定したし、や男がこれが
んとするに至りましたことは、總理が
戦後の処理について深い配慮を示され
たものといたしまして、心からなる敬
意を表しますとともに、喜びにたえ
ないところでございます。(拍手)

今回の増額は、申すまでもなく、そ
の大部分が戦没遺族への公務扶助料
であり、傷痍軍人に対しまする恩給措

て、「一般会計歳出面で、防衛費、軍人恩給支出など、非生産的出費が増額されている云々」と発言されておりまます。これは全く解し得ないところですが、これらにかわって命を捧げられたる殉國、愛國の英魂に対しましては、私は冒瀆であり、英靈の面影を胸に抱きしめて憂愁の日々を送つ

の措置妥当なるもので、世論もみなすくものと信ずるのであります。しかしながら、今日、生活保護法によります生活扶助を見ましても、標準世帯一世帯に対しまして、全国平均は約十二万円、六大城市におきましては、約十二万五千円でありますことを考えると、き、遺族への扶助料が増額されて

かがでありますか、お伺いをいたしました。傷病者の中には、両手両足なく、全く生活能力のない一項症の人たちや、あるいは四肢自由ならざる人々が多いのですが、政府は、金銭上のみならず、あるいは職業補導の面におきまして、あるいは子弟の進学等の面におきまして、深い思いやりの措置

置であり、老令者への配意でありますし、國家としてとるべき当然の義務行行為であります。世上、いわゆる軍人恩給といふ名のもとに、旧職業軍人のみを対象としたものごとく歪曲して伝えられておるがとき問題では断じてないのでござります。一片の命令状によつて招集をされ、あたらその命を國家に捧げられた殉國の若者たちに対し、國民が心からなる敬弔の意を表すことは、同胞として当然の責務ではありますんか。あるいはまた、砲煙彈雨をくぐつて傷つき倒れ、病める人々に対して、一掬感謝の真心をいたしますことは、これまで人間の道として当然過ぎることではございませんか。（拍手）かかるに、そのことたる、國家財政の乏しきにおいて、今まで果し得なかつたことにつきまして、私ども国民はさびしく、悲しい思いを胸に持ち続けて参つたものであります。今回、とともにかくにも三百億円の増額案が定まりまして、ここに恩給是正のことが成らんといたしますことは、もつてお互い同胞いたしまして、その義務の一半を果し得るものとして、やや心の安らぎを覚える次第でござります。

しかるに、日本社会党の諸君は、去る三日、三十三年度予算案が衆議院を通過するに際しまして、声明を発して、「一般会計歳出面で、防衛費、軍人恩給支出など、非生産的出費が増額されている云々」と発言されておりましますが、これは全く解し得ないところでございます。われらにかわって命を捧げられたる殉國、愛國の英魂に対しましては、私は冒瀆であり、英靈の面影を胸に抱きしめて憂愁の日々を送つ

ておられる年老いたる父母や、つえ柱と頬む夫をなくして悲嘆のどん底に沈む未亡人たち、さらには残されたる遺児たちに対しましては、あまりにも憫愍の情薄い發言ではないかと思うのでござります。(拍手)人はパンのみにて生くるにあらず、不生産的と片づけてしまふがこととき唯物史観的論議には、断じて同調できざるところでござります。しかもなお、「旧軍人恩給に對する社会党の態度」なる声明の冒頭におきまして、三十三年度予算原案において保守党政府は、再軍備を目的とする旧軍人恩給の増額を決定したと宣しておりますが、保守党たるわが自由民主党は、断じて再軍備を策するものではないのであります。私どもは世界の恒久平和を念じ、福祉國家の建設のために、国家の再建に、しし當々として努めておるものであることを、はつきりと申し上くるものであります。政府は、今般の恩給は正による増額が、悲しむべき大戦の戦後処理であり、國に殉じ、傷つける人々への國家補償であることを、この際、確信をもって天下に示すべきものであると思ふが、總理の所信を鮮明せられたいと思うのでござります。

も、五万三千二百円でありますことは、決して多額とは言ひ得ないと存ずるのでござります。政府は、今回の恩給は正をもつて、その事実せりと考へておきたいと思ひでございます。

第三に、傷病恩給についてこれを見まするときには、階級差をなくし、介護手当を出し、家族加給を支給することになりましたことは、大いに贊意を表するものであります。公務扶助料との比較におきまして、これを見まする場合に、傷病恩給は全体として少額の感が深いのであります。すなわち、昭和三十年、三十一年の公務扶助料、普通恩給増額の際にも、この恩給のみは据え置かれたものでございまして、きわめてその点不均衡の感があることはいなぬかと思うでございます。さらに、間差の問題について見まして、医学的見地からせずして、ただ予算圧縮の手段として、その引下げが行なわれておるというような点があるのであります。この点、政府の所信を伺つておきたいと思うのでござります。さらに、臨時恩給調査会の報告にも述べられておる問題といいたしまして、傷病恩給が外形症状に重点を置いて、内部疾患軽視の傾きがあると、一致せる意見として答申をしておりますが、これに対する処置、その対策はいかがでありますか、伺ひをいたしました。傷病者の中には、両手両足なく、全く生活能力のない一項症の人たちや、あるいは四肢自由ならざる人々が多いのであります。政府は、金銭上のみならず、あるいは職業補導の面におきまして、あるいは子弟の進学等の面におきまして、深い思いやりの措置

を、総合的立場に立つてせられたいと思うのであります。その所信を伺いたいのであります。

第四には、白紙をもつて国家の要請にこたえました軍属、準軍属あるいは動員学徒や徴用工員に対しまず援護

措置は、今回の予算措置において、手厚い措置がなされておるとは言いがたヽと思ひのであります。私は戦争中、

学徒や女子挺身隊までも徴用する暴挙に対しまして、徹底的に反対をいたし

たものであります。田露戰爭の際に明治天皇様は、「軍國多事の際といえども、教育のことはおろそかにすべから

「らづ」と仰せになつて、一日も学業を放擲すべきでないとせられたのであります。しかるに、先の大戦におきまし

ては、軍閥は、いたいける生徒学童
までもかり出したのであります。私
は、自分の主宰をしておりました学園

の数千の子弟の徴用されることに、徹底的に反対をしまして、学園を工場化

して学業を続けましたか、軍け私を忌避して、四十六歳の私自身を召集をしてしまったのです。その間にわが学徒

たちは、ついに工場に動員をされて、いたいちな女子の学生たちの数十名は、相次ぐ空襲に、工場のれんがの下

に爆死をしたのであります。これらの幼きみたま、これらの父母、私は、今まで見たの中、そのおとめ子た

。政守は、三百歳の記念で、

政府は三百億の預金を公平に細心な心配りの上に立つて措置すべきものであると思うが、いかがであります

第五には、今回の改正法案におきまして、四ヵ年後の満額実施をいたします

る場合に、文武官の恩給予算といふものが一千二百億をこえることとなるのでござりますが、この巨大予算が国家財政に与える影響は、相当なものがあると思うのであります。政府当局は、この点についていかなる考え方を持つておられるか、お伺いをいたしたいのでございます。

もちろんわが國力が、ししとして、うまざる國民の努力によりまして、ますます伸長發展をするものと確信をいたしますがゆえに、經濟規模も財政規模も、ますます大きくなることと思ひます。伸長發展をすることと想ひますから、私は、わが黨の年來の主張であり、すでに調査に乗り出しておりますから、私は、國民年金制度の実現も、その日の近いことを、國民諸君とともに待ち望いたしておる次第であります。その場合、恩給制度との並立におきまして、将来のわが國財政の状態におきまして、いかにその点を予測をし、その可能性を確信しておられるかをお聞きいたしたいのでございます。

私は、友党社会党が、過日発表をせられました、従来の恩給についての考え方を打ち破つて、國民年金制度に切りかえて行こうという意図は、意見として尊重いたしますが、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランスの各國においても、ソ連においてさえも、軍人恩給を社會保障のワク外に置いて実施をしようとする意図があるかどうか、この機会に所信を伺つておきたいのであります。

最後に、友党社会党の方々は、旧海軍の制度の部分的な復活であり、再編政策の一環としての性格を強く持つておるものとして、今回の恩給予算も全く不思議なつけて、また、無原則的な恩給費の増額は一切許されないと認められておられるのであります。しかるに、あくまで御反対になつたらよろしくと思ふ。ところが社会党案は、公務扶助料について、年額五万四千円に達しないものについては、すべて五万四千円まで引き上げるとおっしゃつていらっしゃるのを見ると、わが党政府よりも少々多くなつておるのは、一体どうしたことか。再軍人扶助政策の一環ならば、それもおやめになつてはいかがなものかと私は思うのでござります。まさにこれは、ブケはほしいし、面子もほしいといふことになります。まさにこれは、旧軍人扶助金を交付債券で補償することによって打ち切らざとなつておられるらしいのであります。この点につきましては、憲法第二十九条による財産権を侵害しないかどうか、憲法を守るといふ社会党さんが、憲法違反を犯すような疑いを持つようなことにならぬかどうか、これは政府当局の明快なる回答を待つことにいたしまして、私の質疑を終ることといたします。(拍手)

のではないかという御質問でござります。言うまでもなく、恩給の制度は、國家が公務員の長年の勤務に対し、また、その公務上の死亡やその他の場合におきまして、國家が特に使用主としてこれらの公務員に対しして償いをするという性質を持つておることは、言うを俟たないものであります。私はその意味でおいて、今回の改正につきましては、御承知のように、恩給等の臨時に設けました審議会においての答申を求めてその線を大綱として今回の改正案を提出いたしたわけであります。従来の問題に関しましては、文官との間に不均衡があるとか、あるいは今おあたりましたように、戦傷病者に対する補償の点が十分にいておらないとか、いろいろの問題を含んでおつたのであります。それらを是正する趣旨をもつて改正案を提出したわけであります。

なくした方々がきわめて多いのです。されど、このお氣の毒な遺族に支給される公務扶助料、これは俗に遺族扶助料と言つておりますが、この遺族扶助料も、恩給法というワクの中に規定されております。しかし、この公務扶助料あるいは傷病恩給等は、実体は社会保障の概念の中に入るべきものとの考えのとおりまして、軍人恩給を批判する國民も、これら遺族の援護には同情ある理解を寄せるものと思つております。従いまして、恩給法の中から公務扶助料あるいは傷病恩給等を分離いたしまして、援護法で規定されておるものと合わせまして、別な法律を作成必要があるのではないかかと思うのであります。が、總理はいかように考えておられますか。國民の批判と遺族の要望との間を、右に左によろめいて、信念をもって正しく世論にこたえようとしたい岸總理の態度では、よいよ混亂を増すばかりでありまするが、總理の答弁をお願いをいたします。

八四三十三錢の値段は、あめ玉一箇の値段であるかもしれません。ことにあります。昔、兵隊さんの階級では、星の数に応じて階級が区別されておりました。よつたら、こんべい糖一個の値段になります。しかし、さうした改正の機会にこそ、下級者の階級差を撤廃する努力を、なぜなきらなかつたのであります。また、赤紙一枚で、國家の意思のままに強制的に召集されまして、ついに戦死された方々にまで階級差を認めることは、わが党としては絶対に反対するのであります。かつての上官としましても、なくられた部下の遺族の待遇が、階級差によって等差をつけられているというふうなことは、必ずや悲しまれておると私は信じて願いません。新しい民主主義国家の政治においては、いまして、旧軍人の階級がそのままの形で生かされ、わけて戦死者の遺族にまで差等をつけようとする今回の改正法案の精神を、絶対に了承することができないのであります。

して労苦をともにした裸一つのお互い同士に、昔の階級差を思い起させるような服装を受けるに忍びない。こういうことでお断わりしたと言われたそぞらあります。が、労苦の中から生み出されまし人生觀は、往年の将軍において、かくのごとく民主主義の精神に自然になりましたのであります。なぜ階級差にこだわるのか、岸總理の御答弁を願います。

第三の質問は、公務扶助料の倍率についてであります。聞くところによりますと、軍人這家族の公務扶助料の倍率について、政府与党内部において議論百出いたしまして、ついに結論を得ることができます。岸總理の裁斷によつて三十五・五割と決定されたと承知いたしております。これは文官の特別公務の場合における倍率四十割と、普通公務の場合における倍率三十三割との平均に近い数字のようであります。が、いかなる根拠に基いて決定されたものか、お尋ねいたしたいのであります。もとより、文官と武官の恩給上の比較論は、複雑な要素をたくさん内蔵しておることは御承知の通りであります。たとえば、文官は任官しましてから十七年の勤続年数をもつて恩給の受給権を生ずるのであります。軍人のそれは准士官以上は十三年、下士官以下は十二年などととなっております。また、恩給納金は、武官には特別の時期以外は、義務づけられてはいなかつたのであります。その他數え上げれば、まだいろいろと相違するところはあるであります。が、臨時恩給等調査会は、論議の末、右の事情を考慮いたしまして、文武官を通じ統一した倍率を要望いたしたのであります。あい

まゝな規制で倍率を決定したとなれば、おそれなれば、今後さらに問題を残すおそらなしとしないのであります。岸綱寧は、この調査会の倍率統一の要望をいかに理解したか、明確にお答えいただきたいたいと思ふのであります。

なお、これと関連いたしまして、よとえば、文官の中でも、台湾等の生産性事件で殉職をいたしました特別公務の巡査の公務扶助料が二万円台であります。また、普通公務の扶助料が一万円台になつておりますが、これらは車・船の公務扶助料と比較しまして、著しく低額となつておりますが、この際、いかに調整して救済しようとしておるのか、あわせてお答えをお願いいたします。また、文官の制度上の欠陥によつて、著しく低位にあります恩給、あるいは公務扶助料は、いかに調整、まして、形の上では、いわゆる傷病恩給は正されるか、このことも、さらになさせて御答弁をいただきたいと思ひます。

旧来の傷病患給は、外形の症状に重点を置いて障害の度合いを判定いたしておきました傾向が強いのであります。が、兵器の進歩と大東亜戦争のごく、戦争規模の拡大、さらに医学の進歩、こういうことに伴いまして、單に外形の症状のみでは実情に沿わない現象が出て参りました。すなわち、手足がなくなつて行動の自由を失くのと同様に、重度の内部疾患による傷病者に対しましても、新しい観点から特に考慮する必要があると思ひます。この点どのように考えられておりますか。今松長官の御答弁を承わりたいと思うのであります。

ひとしくその実現を切望いたしております。岸内閣も、三悪追放の一つといだしまして、貧乏追放を国民の前に公約しているところであります。これを追放する施策の大きさ、しかも急務の一つとして、国民年金制度の確立は、これまた論を得たないところであります。従いまして、今回のことき大幅改正の際に、恩給法、援護法等も、広い意味での社会保障の見地からの考慮が十分払われるべきではなかつたか。現に、恩給法にも若干停止規定があります。あるいはまた、公務扶助料受給者に対するところの家族加給制度もあります。未届遺公務員恩給等も考えられております。こうして漸進的に、これら一連の社会保障的な考えが採用されつつあるのであります。このような見地から、わが党は、職業軍人を中心とする軍人恩給の中から、公務扶助料及び傷病年金を分離いたしまして、別個の法律とし、これらの人々には、いわゆる軍人恩給に対する批判や、恩給亡國論の対象の外にあるものとのいたしまして処遇することを考えております。また、所得の低い下級者の公務扶助料を、将来、国民年金制度に移行し得る体制をも考慮いたしまして、わが党の無提出一般国民年金額であります三万六千円の五割増しの五万四千円とし、そうして下級階級差をも撤廃いたしまして、即時全額実施をはかることにいたしておるのであります。したがて、比較的所得の少い者には、その生活を守るために、

直面現金による支給をはかるとか、あるいは生業資金等、一時に多額の現金の買いを必要とする者には、公債全額の買上げをはかる。こういうように、実情に即した現金化の措置を講ずる反面、高額の所得を有する者には、応急の場合を除き、均等償還でがまんをしていただく。これらことを考えておるのは、あります。こうして当面の財政負担をできるだけ軽減いたしまして、全国には六十才以上の老人が八百万人おられると言われております。六十五才以上の老人に限定いたしましても五百万人以上を数えております。身体障害者が一百万人いるのであります。母子世帯におきましては五十七万と言われております。合わせまして約七百万に及ぶ者が、今すぐにも社会保障制度によるあたたかい手を差し伸べてもらうことを探しておられます。わが党は、これらの方々の要望にこたえまして、今月末、すなわち三月末に、国民年金法案を今国会に提出することになつておりますが、その際には、どうぞ皆さんとの御協力をいただきたいと思うのであります。岸総理は、恩給を含めまして、各種年金制度の国民年金制への移行に共感せられておるのであります。が、今後、国民年金制度実施に当り、今回提案されておる恩給制度とを、どう調整されて行こうとするのか、お答えを承わりたいと思うのであります。

に向って政府を擁護しているのが今日の実情であります。恩給という、あたかいからの中から、みずから抜け出しまして、あえて共済年金制度に踏み切った公務員諸君の涙ぐましいまでの決意に、私は敬意を表するものであります。恩給制度に対し、とかくの世論の批判のある今日、政府はこの際、公務員の共済年金制度を今国会において実施すべきと思うが、総理の所信はどうか、お尋ねをいたしたいのであります。

最後に、恩給受給者に対する金融についてお尋ねをいたします。今日、恩給や公務扶助料の受給者が、証書を担保にいたしまして金を借りております金融機関は、労働金庫もありますが、おむね国民金融公庫に限られております。しかし、これらの機関は、全国分布の状況がきわめて少く、また、貸出手続等もきわめて煩瑣であります。そのため、実情に沿わないために、恩給や扶助料の受給者は、高利貸しのえじきになつてゐるのであります。わずかな公務扶助料も、巧妙なる高利貸しの搾取の対象となつて、利子の穴埋めに追われているというのが、全國に非常に多い例となつて現われております。かくては、せっかくの遺族援助の国家の意思は烏有に帰してしまうのであります。これらの恩給や扶助料受給者に対しまして、比較的低利かつ簡便なる金融機関として、たとえば労働金庫を利用するとか、あるいはまた、これら受給者と関係の深い、全國に非常にたくさんのお機関を擁しておられます郵便局等が、その役割を果す必要があるのではないかと思うのであります。そのような考え方があるかどうか、郵政大臣にお尋ねいたします。

○國務大臣岸信介君登壇、拍手
〔國務大臣岸信介君登壇、拍手〕
以上をもつて、私の質問を終ります。
（拍手）
以上をもつて、私の質問を終ります。
（拍手）
○國務大臣（葉信介君）　木闌君の御質問に対しまして、お答えを申し上げます。
第一点は、この恩給法中の、いわゆる遺族扶助料や、あるいは援護法によるもの等は、社会保障的の見地から、これを別個に立法したらどうだという御主張であったと思ひます。（書くまでもなく、先ほどもお答え申し上げましたように、恩給制度といふものは、相当長い沿革のもとにできておる法制でございまして、たゞいま永岡議員は、これは國家の特殊の特權的な意義を持つておるというふうに御解釈になつておるようになりますが、これは私は間違つておると思うので、やはり国が使用者として、公務員の長年の忠実な勤務に対し、その老令に達した場合において、または病氣や死亡した場合において、生活能力の減退を年金の方法によつて補つて、その生活を保障するという趣意でてきておることは、きわめて明白でございまして、こういふ特殊の使用関係というものがあります以上は、その中には、やはり社会保障的な、社会政策的な意義を持つておる部分がありましても、やはりその制度として、これを改正し、これを完備していくといふことが、私は適当であると、かように考えます。
第二は、階級差を設けることはよくないぢやないかといふお言葉であります

した。今度の改正におきましても、上に述べておきましたように、厚く下に厚くという考え方をとつておられます。また、傷病年金の恩給の問題につきましては、階級差を撤廃をいたしました。また、やめたらどうかというお考まであります。言うまでもなく、先ほど申しました恩給法の根本の考え方から申しますと、いうと、使われておるところの公務員がやめるとか、あるいは死亡するとか、病氣になるという場合において、やはりそのときに國が与えておった待遇を基礎として、いろいろなことを算出するといふ建議を根本にとつております。私は、そのとつておることにつけても、やはりこの恩給法が、先ほど申ししておるよう、國と公務員との特別の使用關係に基き、國が使用主としての責任を果すということから申しますと、いふと、その勤務の長さにあります。また、その勤めたことの内容によつて待遇がきまつておる、それを標準とするといふことにも私は意味があると思います。しかし、それがあまりにも、それだけにとらわれますといふと、現代の一般の思想から申しましても、また、その恩給が一面持つておる社会保障的な、社会政策的な意義から申しましても適当でありませんので、その差ができるだけ縮めるような措置を今回の改正でとつたわけであります。

御題旨もそこにあつたと思うのであります。そこで、今回ベース・アップをいたしまして、一万二千円のベースを一万五千円にいたしました。しこうして、文官と軍人との関係におきまして、従来ほんとうなどころにある者が、一方は五万三千二百円ありますか、それに対して三万五千幾らといふうな差があつたわけであります。これを今回一万五千円のベース・アップにいたし、三五・五に引き上げます。というと、これが五万三千二百円になりますて、文官の従来もらつておるものとの間の不均衡が是正されることになるのです。こういう意味において三五・五を採用したわけであります。

次に、下級の警官において非常にその恩給の上において不均衡があるといふお話をあります。これに対しましても、今回の改正に沿きまして適当な措置を講じております。

次に、傷病恩給の問題につきましては、先ほどお答え申し上げましたが、な趣旨におきまして、私どもは、やはりこれに対する措置が従来不十分であつたということに顧みて、各項の者に五割ないし八割の増額をすることとに、特に二項症以上の重症者に対して、介護費として二万四千円つけるといふような措置を講じたわけです。

次に、原爆の場合の被害者についてはどうだといふお尋ねでありました。が、これは御承知のように、健康診断と医療費について特別の法律が出て、これによつて措置をいたしております。

それから、国民年金との関係でござりますが、国民年金は、私はしばしば

申し上げておるよう、政府といいたしましても、これをできるだけ早く実施したいという考え方で、もつて研究調査をいたしておりますが、近く社会保障審議会においても、その答申を出される運びになつておりますので、これより基礎にいたしまして、一日も早くから全国民を対象とする国民年金を実現したいと考えております。

その際に、恩給制度や、あるいは各種の年金との調整をどうするかといふお尋ねござりますが、恩給の問題には、先ほど申したような特殊の意味がありますし、また各種の年金につきましても、それぞれ特殊な意味があります。しかし、趣旨から申しまして、その特殊なものに付加されるところの年金がある程度生存するということは、これはやむを得ないことであります。しかし、いざれにしても、その調整の方針、具体的の内容につきましては、先ほど申しましたように、今調査研究をいたしておりますし、社会保障制度調査会の答申等もにらみ合せて十分な調整をいたしたい、かように考えております。

最後に、公務員の共済年金の制度を本国会に提案するかという御質問であります。私はこの恩給制度の根本につきましても、いろいろ検討をすべきあるのがあり、また、共済組合制度によつて、共済年金の方針によってやつて行くという考え方も、一部に相当強く出ておるということから見まして、政府としても真剣に、まじめに今検討をい

たしております。(拍手) 〔國務大臣 一萬田尙登君 登壇、拍手〕

○國務大臣(一萬田尙登君) ただいま質問のはとんど全部を総理大臣が御答弁なさって、私から特に御答弁する項目も残されていないようあります。

ただ、恩給、公務扶助料の受給者の低利金融のことですが、これは特に指名がなかつたのであります。これは私が、関係が深いので、一応御答弁を申し上げたいと思います。

これを郵便局等で手堅に扱わしたらどうかといふ御意見であつたと思います。一応ごともとあるなことです、研究に値するとも思ひうるであります。また一面、あまり恩給なんかが担保に入れやすいといふことでも、恩給者の必ずしも利益を保護するとも言えません点がありまして、同時にまた、郵便局は預金を扱うことばかりが専門であります。零細な預金を扱つておりますのが、これが貸し出しをやるということについては、慎重な考慮を必要といたします。そういうようなどころから、私は現行の制度で、御趣旨に沿うように一つ、いろいろと改善を加えて行くといふのが、一番よろしからうと考えている次第であります。(拍手)

〔國務大臣田中角栄君 登壇、拍手〕

○國務大臣(田中角栄君) お答え申しあげます。

ければ借りたいといふものが百五十億程度であります。現在は、御承知の通り、恩給法第十一条の規定によりますて、担保及び譲渡を禁止いたしております。同条の規定で、国民金融公庫だけが担保を取ることができるようになっておりますが、国民金融公庫のこれに対する資金は、おむね現在九十億でござりますから、要求の半分ぐらいいにしか満たないわけであります。その半分ぐらいが、永岡さんからの御質問がございましたように、高利に流れ出るということがあります。高利に流れると、このことになると、恩給法そのものの精神にも非常に逆行することになりますから、これに対しても何らかの方法を考えなければいかぬということは間違いないと思ひます。郵便局の窓口を使うということに対しては、相当強い要求も陳情も多年ござりますが、現在これらを解決するために、どういう方法をとるかということですが、従来の恩給金庫を復活したいという案と、社会党さんは、労働金庫を恩給法の中に入れてやりたいといふような案がございますが、私は、郵便局を使わべきだという考え方を持っております。今、大蔵大臣からもお話をございましたが、郵政省設置法の一部改正及び恩給法の改正をやれば、これらの道が開けるのでありますので、関係当局と十分調整をいたしまして、できるだけ円満に金融の道を開くといふふうに考えておるわけであります。(拍手)

いました。先ほど大谷議員の御質問にお答えをしましたように、この点は、永岡議員のおおっしゃる通りの点が相当あると考えます。従いまして、先ほどもお答えいたしましたが、私どものたゞいまの構想といたしましては、近きうちに總理府内に、こういう疾患の癒状等差の調査会、こういうものを作りまして、専門の方に委員をお願いして、その御意見によつて、この等差の変更についてやつて行きたい、こういうふうに考えておりますので、御趣旨に沿うような方向に近い将来にやるつもりでござります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて質疑の通告者の発言は、全部終了いたしました。質疑は、終了したものと認めます。建設委員長竹下豊次君。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、水防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。建設委員長竹下豊次君。

昭和三十三年二月二十八日

審査報告書

水防法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

多數意見者署名

田中 一 石井 桂
福浦 鹿藏 中野 文門
西田 信一 坂本 昭

建設委員長 竹下 豊次

○議長(松野鶴平君)　日程第一、水防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。建設委員長竹下豊次君。

昭和三十三年二月二十八日

建設委員長 竹下

參議院議長松野鶴平殿

多數意見者署名

卷之三

田口一石井

西田 言一
著

西漢書

村上 義一 内村 清次
戸叶 武
要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の実施の状況にかんがみ、水防に関する一般的責任は市町村にあることを明らかにするとともに、水害予防組合の区域について水防事務組合が設けられる場合の特別措置並びに水防事務組合の議会の選挙及び経費の分担についての基準を定める等の改正を行い、水防管理団体を強化し、その活動を円滑化しよとするものであつて、概ね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のためには、別に費用を要しない。

水防法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付昭和三十三年二月二十八日 来議院議長 益谷 秀次 参議院議長 松野鶴平殿

2 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう。
第三条 (市町村の水防責任) 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。
(水防事務組合の設立) 第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果すことが著しく困難又は不適当であると認められる場合には、関係市町村は、洪水又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。
(水害予防組合の区域を水防を行う場合とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置) 第三条の三 水害予防組合法（明治四十年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き継ぎ水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定

にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつてゐる財産及びう。若しくは水害予防組合をいふ。これら財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。
2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつてゐる財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする。この水防事務組合が設けられる場合は、当該水防事務組合においては、当該水害予防組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行ひ、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、
(水防事務組合の経費の分賦) 第三条の五 水防事務組合の経費の分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。
(都道府県の水防責任) 第三条の六 都道府県は、その区域内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

第六条の二中「水害予防組合については組合会の議決で、市町村組合又は市町村にあつては条例で」を「市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で」に改める。
**第二十六条第三項中「二十人」を「二十五人」に改め、同条第五項中「水害予防組合にあつては組合会の議決で、市町村組合又は市町村にあつては条例で」を「市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で」に改める。
第三十四条中「水害予防組合にあつては組合会の議決で、市町村組合又は市町村にあつては条例で」を「市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で」に改める。**

第六条第二項中「水害予防組合にあつては組合会の議決で、市町村組合又は市町村にあつては条例で」を「市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で」に改める。
第二十六条第二項中「若しくは」を「又は」に改める。
附則
この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
〔竹下豊次君登壇、拍手〕
○竹下豊次君 大だいま議題となりました水防法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
本法案は、水防制度の実情にかんがみ、水防管理団体を強化し、その活動に資するため、現行の水防法に所要の改正を行ふものであります。
その内容のおもなる点を申し上げますと、第一に、水防に関する市町村の一般的責任を明らかにいたしております。
現行法は、水防管理団体として、

第三条の四 水防事務組合の議会の選挙
議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会に

員の被選挙権を有する者で水防に關し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に關し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえではならない。
2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

第三条の五 水防事務組合の経費の分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。
(都道府県の水防責任) 第三条の六 都道府県は、その区域内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

第六条第二項中「水害予防組合にあつては組合会の議決で、市町村組合又は市町村にあつては条例で」を「市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で」に改める。

第六条第二項中「水害予防組合にあつては組合会の議決で、市町村組合又は市町村にあつては条例で」を「市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で」に改める。

水害予防組合、市町村組合及び市町村の三団体を認め、これら三者に重複することなく、それぞれの区域の水防責任を課しておりますが、市町村が水防に関する一般的責任を有するという当然の趣旨が必ずしも明確に規定されておりませんので、本法において、これを明定するとともに、水防事務組合及び水害予防組合の存する区域については、従来通り市町村の水防責任を免除いたしております。

第二に、水防事務組合の設立について特例を設けております。現行法においても、水防に関する事務を共同に処理する市町村組合は認められているのであります。しかし、地形の状況等によって、市町村が単独で水防責任を果すことが著しく困難、また不適当と認められる場合には、これを設けなければならぬことといたしております。

第三に、水害予防組合の区域について、これにかかる水防事務組合が設けられる場合、水害予防組合の廃止に際して、水害予防組合の特例を設けるとともに、水害予防組合の有する水防用財産及びこれに伴う負債は、関係水防事務組合または市町村に引き継ぐことといたしております。

第四に、水防事務組合の議会の議員の選挙について特例を設けております。組合の議員は、組合規約の定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村議員の被選挙権者で、水防に関する学識経験があり、かつ熱意があると認められる者のうちから選挙することといたしますが、數市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められ

る場合においては、組合規約の定める

ところにより、前述の資格を具备する者について、当該市町村の長が推薦し

た者のうちから選挙することとした

ことがあります。この数は、それぞれの市町村の議

会で選挙すべき組合議員の定数の二分

の一をこえではないことといたし

ております。なお、関係市町村の組合議員の定数及び組合経費の分賦につい

ては、組合の行う事業による受益の割

合、防護すべき施設の延長の割合を勘

案して定めることといたしております。

当委員会におけるおもなる質疑応答

の要旨を申し述べますと、第一に、水防事務組合の議員の推薦選挙制は、市町村長の不当な政治力が介入するおそ

れはないか、また市町村議会の議決権

が開かれており、かつ、この推薦者

との調和をいかにするかとの質問に対

し、推薦者のうちから議会が選挙する

道が開かれており、かつ、この推薦者

は推薦選挙される議員定数を上回

るようにして、いやしくも議会の議決権行使を無視することがないように措置する旨、答弁がありました。第二に、

水防事務組合不参加市町村に対する処置すべき場合であるにもかかわらず、これを設けない市町村に対しては、地

方自治法第二百四十六条の二の規定によつて、事務の違法不當処理に対する総

責成の諸君の起立を認めます。

本案全部を問題に供します。本案に

賛成の諸君の起立を認めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

のであります。詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて質疑を終り、討論に入りました。

たところ、日本社会党を代表して坂本

委員から、「本法案は水防制度の強化

をはかるものであり、水害國たるわが

国にとって適切な措置と認めて賛成

するが、ただ、水防事務組合の議員

の推薦選挙制度については、市町村長

の専断による非民主的運営が行われる

ことなく、真に地元住民の利害を正確

に反映するよう行政指導されたい」と

の発言があり、次いで、採決の結果、

全会一致をもつて原案通り可決すべき

ものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより本案の採決をいたし

ます。

本案全部を問題に供します。本案に

賛成の諸君の起立を認めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

昭和三十三年三月四日 大蔵委員長 河野謙三

多数意見者署名

西川甚五郎 山本米治 左藤義詮 木内四郎 岡崎眞一 杉山昌作 野坂参三 平林剛

青木一男 宮澤喜一 天坊裕彦 栗山良夫

木暮武太夫 宮澤喜一 天坊裕彦 栗山良夫

西川甚五郎 山本米治 左藤義詮 木内四郎 岡崎眞一 杉山昌作 野坂参三 平林剛

木暮武太夫 宮澤喜一 天坊裕彦 栗山良夫

題名を次のよう改める。
国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律

第一条 第一项中「が収納し、若し

くは支払う金額、」を「の債権若しく

は債務の金額又は」に、「課税標準額

又は」を「課税標準額、」に改める。

第二条 从第一項中「が収納し、若し

くは支払う金額、」を「の債権若しく

は債務の金額又は」に、「課税標準額

又は」を「課税標準額、」に改める。

第三条 国及び公社等の債権の確定金額の給付を目的とするもの(以下「債権」という。)又は国及び公社等の債権で金銭の給付を目的とするもの(以下「債務」という。)の確定金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第四条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとする。

第五条 国及び公社等の相互の間ににおける債権又は債務の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第六条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第七条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第八条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第九条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第十条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第十一条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第十二条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第十三条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第十四条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第十五条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第十六条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第十七条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第十八条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第十九条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第二十条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第二十一条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第二十二条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第二十三条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第二十四条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第二十五条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第二十六条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第二十七条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第二十八条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第二十九条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第三十条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第三十一条 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかるらず、その全額を切り捨てるものとする。

第三十一条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第三十二条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第三十三条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第三十四条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第三十五条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第三十六条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第三十七条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第三十八条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第三十九条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第四十条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第四十一条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第四十二条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第四十三条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第四十四条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第四十五条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第四十六条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第四十七条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第四十八条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第四十九条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第五十条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第五十一条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第五十二条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第五十三条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第五十四条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第五十五条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第五十六条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

第五十七条 本法律の施行の日から起算して五年以内に改正する法律

額又は分割金額は、すべて最初の履行期限に係る分割金額に合算するものとする。

(概算払等に係る金額の端数計算)
第四条 第二条の規定は、国及び公
上等の債権又は債務について、概

算払、前金払若しくはその債権若しくは債務に係る反対給付のうち既済部分に対する支払を受

額の計算について準用する。

第四条の次に次の二条を加える。
（国等の組織相互間の受払金の端
放計算）

第四条の二 第二条第一項及び第三項、第三条並びに前条の規定は、

体の組織相互の間において取扱
し、又は支払べき金額の計算に
ついて準用する。
第五条中「政令をもつて」を「政令
で」に改める。

第六条の見出しを「国税等の端数計算の特例」に改め、同条第一項中「国税」を「政令で指定する国税」に、

「都道府県納付金を一時に収納する場合において、その収入金の金額」を「都道府県納付金については、そ

の確定金額」に、「切り捨てる。」を「切り捨てるもの」とし、これらを分割して徴収することとなつてゐる場

合における第三条の規定の適用については、同条中「一円」とあるのは、「十四」とする。」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

附 則

して三十日以内に政令で定める日から施行する。

この法律の施行前に改正前の国庫出納金等端数計算法第一条第一項に規定する国及び公社等(以下

「国及び公社等」という。)が納入の告知その他の履行の請求又は支払の通知をした資産又は債務その他

この法律の施行前の発生に係る国及び公社等の債権又は債務で政令

で指定するものに対する改正後の
国等の債権債務等の金額の端数計

算に関する法律（以下「新法」とい
う。）第二条第一項の規定の適用に
ついては、同項中「一円未満の端

数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」とあるの

は、「五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも

のとし 五一銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算する。ただし、当

該債務が国税、地方税又は地方税に係る徴収金の還付金に係る場合には、一円未満の端数金額を一円

として計算する。」とする。

前に国の組織相互の間又は地方公共団体の組織相互の間において取扱又は支払が決定されたものにつ

いて準用する。

る機械の全数にして、政令で定めるところにより一円未満の端数を切り捨てて計算することがで

きる。

切り捨てるものとする。

出の決算上の剰余で法令の規定により翌年度の歳入に繰り入れ、又は資金(財政法(昭和二年法律第三十四号)第四十四条)に規定する資金をいう。以下同じ。に組み入れられるものの金額

二 昭和三十二年度末の資金の金額並びに国の特別会計の同年度末の自己資本並びに昭和三十一年度からの繰越損益及び昭和三十三年度への持越現金の金額

三 新法第一条第一項に規定する者(國、地方公共団体及び公共組合を除く。)の昭和三十二年度末の自己資本及び昭和三十一年度からの繰越損益の金額

四 前号に規定する者及び奄美群島復興信用保証協会に対する国の出資金の金額

五 その他国及び第三号に規定する者に係る会計経理上の金額で前各号に掲げる金額に準するものとして大蔵大臣が定めるもの小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律(昭和二十八年法律第六十号)の一部を次のよう改める。

附則第六項中「五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」に改まる。

地方道路税法(昭和三十年法律第一百四号)の一部を次のように改める。

第十四条第二項中「一円未満の端数があるときは、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、その全額が一円未満であるときは、「に改める。

8 特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の一部を次のよう改正する。

第九条中「国庫出納金等端数計算法」と國等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律に改めると規定する。

9 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第五条から第十七条」を「第五条から第九条まで及び第十一条から第十七条」に改め、「第十条及び」を削る。

○河野謙三君　ただいま議題となりました國庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会にて審議の経過並びに結果を御報告いたいたします。

現在、国及び公社等の収入金及び支払金は、会計事務の簡素化のために、改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、この欠陥を改めることともに、民間の取引慣行にもかんがみましても、債権債務の金額について端数特別会計の決算上の剰余金、資金の金額等で、従来から端数金額のあるものについても、一円未満の切り捨ての端数整理をする措置をあわせて講じようとするものであります。

委員会の審議におきましては、民間、特に金融機関等では、どのように端数整理をしているのか、この改正によって、通貨、特に一円貨を軽視する風潮を惹起しはしないか。通貨価値が安定したと考えられる今日、新しい通貨単位を設定するという意味で、百分の一に切り下げるデノミネーションを行なうべきであると考えるがどうか等の諸点について質疑がなされました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終り、討論、採決の結果、本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

右、御報告いたします。(拍手)
○議長(松野國平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

第七条 都道府県知事ハ次条第一項
ノ講習会ニ於ケル講習ヲ受ケザル
者ニシテ同項各号ニ掲タル事項ニ
關シ必要ナル知識ヲ有セザルモノ
ト認メラルモノニ対シテハ狩獵
免許ヲ為サザルモノトス

第七条ノ二 都道府県知事ハ毎年政
令ノ定ムル所ニ依リ狩獵免許ヲ受
ケントスル者ヲ受講者トシ左ニ掲
グル事項ニ關シ必要ナル知識ノ普
及向上ヲ目的トスル講習会ヲ開催
スルモノトス

二 狩獵ニ關スル法令

三 獣具ノ取扱

都道府県知事必要アリト認ムルト
キハ前項ノ規定ニ依リ講習会ノ開
催ニ關スル事務ノ一部ヲ農林大臣
ガ鳥獸審議会ノ意見ヲ聞キ指定ス
ル者ヲシテ行ハシムルコトヲ得比
トヲ要ス

第八条を次のよう改める。

第八条 狩獵免許ヲ受ケタル者本法
又ハ本法ニ基ギテ発スル省令若ハ
都道府県規則ニ違反シタルトキハ
都道府県知事ハ其ノ免許ヲ取消ス
コトヲ得

前項ノ規定ニ依ル都道府県知事ノ
処分ニ対シ不服アル者ハ当該処分
アリタルコトヲ知リタル日ヨリ三
十日以内エ其ノ旨ヲ記載シタル文
書ヲ以テ都道府県知事ニ異議ノ申
立ヲ為スコトヲ得

都道府県知事前項ノ異議ノ申立ヲ
受理シタルトキハ異議ヲ申立ヲ為
シタル者ニ対シ相当ノ期間ヲ置キ
予告ヲ為シタル上公開ニ依ル聽聞
ヲ行フベシ

前項ノ予告ニ於テハ期日、場所及
事案ノ内容ヲ示スコトヲ要ス

第三項ノ聽聞ニ際シテハ異議ノ申
立ヲ為シタル者ニ対シ該事案ニ
付証拠ヲ提示シ意見ヲ述ブル機会
ヲ享フルコトヲ要ス

都道府県知事ハ第三項ノ聽聞ヲ行
ヒタル後文書ヲ以テ決定ヲ為シ其
ノ作成ヲ異議ノ申立ヲ為シタル者ニ
送付スベシ

第十二条第二項中「下付ス」を「交
付ス」に改める。

第十四条第六項の次に次の二項を
加える。

第十二条第二項中「下付ス」を「交
付ス」に改める。

第十四条第六項の次に次の二項を
加える。

（以下審議会ト称ス）ヲ置ク

審議会ハ第一条第四項（第八条ノ
二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含
ム）、第七条ノ二第二項及第十四
条第七項ノ規定ニ依リ其ノ権限ニ
關セシメラレタル事項ヲ行フノ外
農林大臣ノ諸問ニ応ジ鳥獸ノ保護
審査及狩獵ニ關スル重要事項ヲ調
査審議ス

審議会ハ鳥獸ノ保護審査及狩獵ニ
關スル重要事項ニ付關係行政庁ニ
建議スルコトヲ得

第十九条中「若ハ狩獵登録」及び
「狩獵登録票」を削る。

第二十条中「省令」の下に「若ハ都
道府県規則」を加え、「鳥獸」の下に
「其ノ加工品ニシテ省令ヲ以テ定ム
ルモノノ含ム」を加える。

第二十二条ノ第一項中「其ノ加工
品」を「其ノ加工品ニシテ省令ヲ以テ
定ムルモノ」に改め、「本法ニ基ギテ
発スル省令」の下に「若ハ都道府県規
則」を加える。

第二十二条ノ三中「若ハ狩獵登録」を
削り、「輸出」を「販売、輸出」に改
め、同条の次に次の二条を加える。

第二十条ノ四 狩獵ニ關スル取締ノ
事務ヲ担当スル都道府県ノ吏員ニ
シテ都道府県知事が其ノ吏員ノ主
タル勤務地ヲ管轄スル地方裁判所
ニ對応スル検察院ノ検事正ト協議
シテ指名シタルモノハ本法又ハ本

法ニ基ギテ発スル省令若ハ都道府
県規則ニ違反スル罪ニ付刑事訴訟
法（昭和二十三年法律第百三十一
号）ノ規定ニ依ル司法警察員トシ
テ職務ヲ行フ

第二十条ノ五 農林省ニ鳥獸審議会
（以下審議会ト称ス）ヲ置ク

審議会ハ第一条第四項（第八条ノ
二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含
ム）、第七条ノ二第二項及第十四
条第七項ノ規定ニ依リ其ノ権限ニ
關セシメラレタル事項ヲ行フノ外
農林大臣ノ諸問ニ応ジ鳥獸ノ保護
審査及狩獵ニ關スル重要事項ヲ調
査審議ス

審議会ハ鳥獸ノ保護審査及狩獵ニ
關スル重要事項ニ付關係行政庁ニ
建議スルコトヲ得

第十六条第一項の表中「中央森林審議會」
委員ハ任期ハ二年トシ之ニ欠員ヲ
ニ規定スル事項ニ關シ學識経験ヲ
有スル者ノ中ヨリ農林大臣之ヲ任
命ス

委員ハ関係行政庁ノ職員及第二項
ニ規定スル事項ニ關シ學識経験ヲ
有スル者ノ中ヨリ農林大臣之ヲ任
命ス

第十七条第一項中「其ノ加工
品」を「其ノ加工品ニシテ省令ヲ以テ
定ムルモノ」に改め、「本法ニ基ギテ
発スル省令」の下に「若ハ都道府県規
則」を加える。

第十八条第一項中「其ノ加工
品」を「其ノ加工品ニシテ省令ヲ以テ
定ムルモノ」に改め、「本法ニ基ギテ
発スル省令」の下に「若ハ都道府県規
則」を加える。

第十九条第一項中「其ノ加工
品」を「其ノ加工品ニシテ省令ヲ以テ
定ムルモノ」に改め、「本法ニ基ギテ
発スル省令」の下に「若ハ都道府県規
則」を加える。

第二十条第一項中「其ノ加工
品」を「其ノ加工品ニシテ省令ヲ以テ
定ムルモノ」に改め、「本法ニ基ギテ
発スル省令」の下に「若ハ都道府県規
則」を加える。

第二十一条第一項中「其ノ加工
品」を「其ノ加工品ニシテ省令ヲ以テ
定ムルモノ」に改め、「本法ニ基ギテ
発スル省令」の下に「若ハ都道府県規
則」を加える。

第二十二条第一号中「第五条第六
項」を「第四条第五項」に改め、同条
第三号及び第四号中「狩獵登録票」

第二十四条中「、狩獵登録」を削
り、「省令」の下に「若ハ都道府県規
則」を加える。

一日から施行する。

この法律の施行の際現に狩獵鳥
獸として定められているものは、
第一条第二項及び改正後の同条第
四項の規定により定められたもの
とみなす。

この法律の施行前に農林大臣が
した第一条第三項の規定による狩
獵鳥獸の捕獲の禁止又は制限であ
つてこの法律の施行の際現に効力
とみなす。

2 この法律の施行前に農林大臣が
した第一条第三項の規定による狩
獵鳥獸の捕獲の禁止又は制限であ
つてこの法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、な
お前前の例による。

3 この法律の施行前に農林大臣が
した第一条第三項の規定による狩
獵鳥獸の捕獲の禁止又は制限であ
つてこの法律の施行の際現に効力
とみなす。

4 この法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、な
お前前の例による。

5 この法律の施行前に農林大臣が
した第一条第三項の規定による狩
獵鳥獸の捕獲の禁止又は制限であ
つてこの法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、な
お前前の例による。

6 農林省設置法（昭和二十四年法
律第百五十三号）の一部を次のよ
うに改正する。

7 地方税法（昭和二十五年法律第
二百一十六号）の一部を次のよう
に改正する。

第一百三十七条各号を次のように
に改める。

一 甲種狩獵免許を受ける者及
び乙種狩獵免許を受ける者の外
うち、次号に規定する者以外
のもの 三千六百円

二 甲種狩獵免許を受ける者及
び乙種狩獵免許を受ける者の外
うち、当該年度の初日の属する
年の前年分の所得について所
得税法第九条に規定する総所
得金額が同法第十二条の四か
ら第十二条までに規定する控
除額の合計額に満たないもの
を有するものは、同項及び改正後
の同条第四項の規定により農林大
臣が設定している鳥獸保護区は、
において準用する改正後の第一項
第四項の規定により設定された鳥
獸保護区とみなす。

8 第二十四条中「、狩獵登録」を削
り、「省令」の下に「若ハ都道府県規
則」を加える。

9 第二十二条第一号中「第五条第六
項」を「第四条第五項」に改め、同条
第三号及び第四号中「狩獵登録票」

を有するものは、同項及び改正後
の同条第四項の規定により農林大
臣が設定している鳥獸保護区は、
において準用する改正後の第一項
第四項の規定により設定された鳥
獸保護区とみなす。

10 第二十二条第一号中「第五条第六
項」を「第四条第五項」に改め、同条
第三号及び第四号中「狩獵登録票」

部を改正する法律案
号末尾に掲載

農業協同組合整備特別措置法の一
部を改正する法律案
昭和三十三年二月二十八日
衆議院議長 益谷 秀次

昭和三十三年三月七日 参議院会議録第十二号 狩猟法の一部を改正する法律案外一件

農業協同組合整備特別措置法の一
部を改正する法律案農業協同組合整備特別措置法の
一部を改正する法律和三十一年法律第四十四号)の一部
を次のように改正する。農業協同組合整備特別措置法(昭
和三十四年三月三十一日)を
中「昭和三十三年三月三十一日」に改め
る。

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔重政庸徳君登壇、拍手〕

○重政庸徳君　ただいま議題となりました農林関係の二つの法律案について、農林水産委員会における審議の経過及び結果を報告いたします。これまで狩猟法の一部を改正する法律案について申し上げます。有益鳥獣の保護及び狩猟の適正をはかるため、かねて現行法の改正が提唱されおり、政府また、農林省に野生鳥獣審議会を設置して、これに諮問する等、研究を進め、ここにこの改正法案が提出せられたのであります。

その内容は、從来行われてきた空氣銃による狩猟の登録制を免許制に改め、免許の欠格条項を從来の乙種の場合と同様とし、なお、免許に当つては、申請者の狩猟に関する知識を判定の要件とすること。狩猟知識の普及向上のため講習会制度を設けること。法令違反者に対する免許取り消しの規定を設けること。獵区設定者たる國または地方公共団体は、必要に応じ、その維持管理事務の一部を特定の者に委託する

ことができるることとすること。狩猟に對する取締りのため、法令に違反して捕獲した鳥獣の譲渡及び譲り受けの禁止を特定の加工品にも及ぼし、また、鳥獣等の販売業者からも必要な報告を徴することができることとする。

狩猟法令違反の罪について、司法警官として職務を行う者を、都道府県の吏員のうちから指名できることとし、従来よりその範囲を拡大すること。農林省に鳥獣審議会を置き、権限に属すること等が、そのおもなものであります。

委員会におきましては、まず、農林省等について説明を開き、続いて質疑に入り、農林省、林野庁、通商産業省及び警察庁当局に対して、現行狩猟法の目的、野生鳥獣の消長とその影響、野生鳥獣の利害、功罪、野生鳥獣保護の意義との対策、有害鳥獣の被害とその対策、狩猟の意義とその対策、農林省に設けられた野生鳥獣審議会の構成とその審議内容、空氣銃の獵具としての適否、今回の法律改正で空氣銃による狩猟を規制することの当否及びその影響、銃器の取扱いに関し狩猟法と

合整備特別措置法が制定されたのであります。しかして、この法律によつて整備を行おうとする組合が、整備計画を立てなければならない期限及び都道府県知事が組合の合併について協議すべき旨を勧告することができる期限は、いずれも本年三月三十一日までとなつております。ところが從来の経過及び組合の現状を見ますと、特別措置法の適用が必要と認められる組合がなお若干残されており、しかしてこれらの組合について、右の期限までに所要の措置をとることは困難であります。

○議長(松野鶴平君)　別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

かくて質疑を終り、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定されました。

右、報告いたしました。(拍手)

○議長(松野鶴平君)　別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君)　総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。
午後零時六分散会

○本日の会議に付した案件
一、日程第一、恩給法等の一部を改
正する法律案(趣旨説明)

言が行われたのでありますて、これらに對する取締りのため、法令に違反して御了承いたきたいのであります。

かくして質疑を終り、討論に入り、北村委員から日本社会党を、また、上林委員から緑風会を代表して、それぞれ意見を付して賛成が述べられ、他に發言もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

経営の特に不振農業協同組合について、その整備を促進するため、過ぐる第二十四回国会において農業協同組合整備特別措置法が制定されたのであります。しかして、この法律によつて整備を行おうとする組合が、整備計画を立てなければならない期限及び都道

府県知事が組合の合併について協議すべき旨を勧告することができる期限は、いずれも本年三月三十一日までとなつております。ところが從来の経過及び組合の現状を見ますと、特別措置法の適用が必要と認められる組合がなお若干残されており、しかしてこれらの組合について、右の期限までに所要の措置をとることは困難であります。

○議長(松野鶴平君)　別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

かくて質疑を終り、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決

議員	副議長	議長	松野 鶴平君
中山 福藏君	常岡 一郎君		
田中 茂穂君	島村 軍次君		
竹下 豊次君	手島 栄君		
中野 文門君	佐藤 尚武君		
河野 謙三君	松平 義雄君		
岸 良一君	加藤 正人君		
水野 譲君	迫水 久常君		
松岡 平市君	森 八三一君		
西川甚五郎君	青山 正一君		
藤野 繁雄君	宮城タマヨ君		
谷口弥三郎君	加賀山之雄君		
後藤 文夫君	田村 文吉君		
村上 義一君	一松 定吉君		
井上 知治君	本多 市郎君		
鶴見 祐輔君	江藤 智君		
成田 一郎君	堀本 宜實君		
大谷藤之助君	橋本 鹿藏君		
前田佳都男君	三木與吉郎君		
青柳 秀夫君	小西 英雄君		
井村 德二君	山本 米治君		
小林 武治君	鈴木 亨弘君		
有馬 賢雄君	佐藤清一郎君		
大谷 穎潤君			

の指導方針、組合不振の原因とその対策、組合の規模及び組織の現況並びにその當否、組合役員のあり方、特に兼職状況とその弊害、特殊農協と総合農協とのあり方、農村金融と組合金融との関係並びにそのあり方、組合合併の現状とその指導方針、組合振興のための組合員の責任態勢の確立、組合の預貯金の安全性の確保及び組合資産の再評価とその当否、駐在指導員制度の効果とその拡充、整備特別措置法成立当時の議員会の付帯決議に対する評価とその当否、駐在指導員制度の効率化とその当否等が問題になります。

政府の措置及びその当否等が問題になります。また、期限を一ヵ年延長しても、なお整備の目的を達成し得ない組合に対する政府の抜本的対策が要望されたのであります。これが内容は会議録に譲ることを御了承いただきます。

かくて質疑を終り、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決

一、日程第一、水防法の一部を改正する法律案
一、日程第三、国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案
一、日程第四、統計法等の一部を改正する法律案

昭和三十三年三月七日 参議院会議録第十二号

で、わが国がこの機関に参加することにより、海運の分野における国際協力への寄与とわが国海運の利益の増進とを期待できる見地から妥当な措置と認めた。

一、費用

分担金として年額約千ポンド程度を負担する必要があり、これに要する経費は、昭和三十三年度に限り予備費から支出される。

審査報告書

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年二月十九日

外務委員長 寺本 廣作

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

森 元治郎	曾 伸 益
野村吉二郎	永 野 譲
石黒 忠篤	佐 藤 尚武
杉原 荒太	鶴 見 祐輔
井上 清一	笹 森 順造

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案はエジプト・シリヤ両国の合邦実現に伴い、わが在エジプト大使館及び在シリヤ公使館を廃止して、新たにカイロに在アラブ連合共和国大使館、ダマスカスに総領事館を設置するため「在外公館の名称及び位置を定める法律」及び「在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」に所

要の改正を施すものであり、当該新國家を承認するに際して適切な措置と認めた。

二、費用

別に費用を要しない。